

送迎減算に関するQ&A

質問	回答
1 どのような時に減算するか？	利用者に対して、その居宅と介護予防型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合に送迎減算をする。 そのため、体調不良や私用で休んだ日も含めて減算する必要がある。
2 体調不良や私用で休んだ日も送迎減算をすることだが、月の途中で入院した場合はどうなるか？	利用者に対して、その居宅と介護予防型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合に送迎減算をする。 結果として利用者に対して送迎を行っていないため、減算対象となる。
3 利用予定で迎えに行った時点で利用中止となった場合、事業所としては利用者の自宅に行っているが、この時は減算しなくても良いか？	利用者に対して、その居宅と介護予防型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合に送迎減算をする。 質問の状況であっても、結果として利用者に対して、その居宅と介護予防型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合に該当するため、減算対象となる。
4 週1回(月曜日)の利用者で、月半ばより入院すると予め分かっている場合、減算しなくても良いか？	予め分かっている休みも含め、利用しなかった日について送迎減算する。
5 事業所として休日と決めている、年末年始や祝日に利用者の利用日が重なった場合は、どう考えるのか？	運営規定で休日としていることの多い「祝日」「年末年始」「夏季休暇」等は利用日とは考えられないため、減算対象ではないと判断する。
6 週1回や週2回の利用日を、同じ週の別の日に振替利用をした際は、送迎減算しなくても良いか？	振替利用をし、結果として予定の利用回数を確保できており送迎している場合は、送迎減算の必要はない。
7 介護予防型通所サービスの利用曜日にショートステイを利用した場合は送迎減算をする必要があるか？	送迎減算をする必要はない。 ショートステイ利用日数については月額報酬を日割り計算する。
8 第5週目は休みと予め事業所として決めている。5週目の休みについては送迎減算する必要があるか？	総合事業における介護予防型通所サービス・専門型(標準型)訪問サービスいずれについても、 第5週目のサービスを事業所として休みと決めることは認めていない。 第5週目にサービス提供をしていないのであれば、送迎減算をする必要がある。
9 同一建物減算を算定している利用者は送迎減算をする必要はないか？	お見込みの通り。
10 送迎減算に上限はあるか？	週1回未満の利用者には282単位(6回)、週1程度の利用者には376単位(8回)、週2回の利用者には752単位(16回)を限度とする。 例:週1回利用の方 月によって5週目がある場合の送迎減算の考え方 1週目 体調不良で休む 2週目 体調不良で休む 3週目 体調不良で休む 4週目 体調不良で休む 5週目 行き:家族送迎 帰り:事業所送迎 →5週目の行きは家族送迎で来られたが、減算の上限は往復4回(8回)までなので、5週目の家族送迎については減算しない。 ※「5週目はサービス提供しません」という契約は認めていない。